

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

大船渡市「きれいな海から豊かなくらしを」再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

大船渡市

## 3. 地域再生計画の区域

大船渡市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

大船渡市は、岩手県の東南部に位置し、北上山系の急峻な山地が海岸線に迫る風光明媚な景観を呈する典型的なリアス式海岸にあつて、北は釜石市、西は気仙郡住田町、南は陸前高田市に接する陸中海岸南部最大の港湾を持つ臨海工業都市である。

平成 13 年 11 月 15 日に、隣の三陸町と合併して、人口 43,673 人（平成 17 年 7 月末現在）、面積 323.25 k m<sup>2</sup>の新生・大船渡市となった。

合併後の新しいまちづくりの基本となる合併建設計画は、極めて順調に推移しており、大船渡市の将来都市像である「活力で輝く未来・国際港湾都市大船渡」をめざして、海を最大限に活かし、港湾、水産、観光の分野を柱に東北最大の国際港と位置づけられた大船渡港港湾の整備、県内一の漁業生産量を誇る水産業の振興、年間 150 万人以上の観光客を受け入れるにふさわしい魅力的な観光地づくりに取り組んでいる。

このように、大船渡市における生活・産業基盤にとって、大船渡湾は重要な役割を担っているが、近年の都市化の進展や生活様式の変化に伴い、工場・事業所等からの排水や生活排水が市内の中小河川あるいは都市下水路等を通じて湾内に流入し、さらに昭和 35 年のチリ地震津波後に整備された湾口防波堤の影響による湾内海水の停滞等により、昭和 50 年代から環境基準を上回る水質汚濁が大きな問題となっている。そのため、養殖漁業や栽培漁業を中心とする水産業にも悪影響を及ぼしつつあり、その衰退が懸念されている。

このような状況の中、湾内の水質汚濁の防止と水質浄化、生活環境の改善を図るため、公共下水道整備は平成 3 年度に一部区域について事業認可を受け、平成 6 年度より供用を開始し、併せて漁業集落排水事業と浄化槽（個人設置型）による整備も行っているが、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は 36.9%と極めて低い状況にある。

このため、大船渡湾に面する人口密度の高い市街地における公共下水道事業、市街地外の区域での浄化槽整備を一層加速することにより、道路側溝や河川、都市下水路等の水質を改善するとともに、快適で衛生的な生活環境の向上を図り、母なる大船渡湾をきれいな海によみがえらすことをめざす。

さらに、こうした事業と併せて、平成 12 年度に策定した「大船渡湾水環境保全計画」に基

づき、植樹等による水辺の自然環境保全や市内一斉清掃、海水循環による水質改善対策など各種事業を市民・事業所・行政が一体となって推進し、活力あふれる地域社会の源となる豊かな水環境を作り出す。

このことにより、ワカメ、カキ、ホタテなどの養殖漁業や、アワビ、ヒラメなどの栽培漁業などの「つくり育てる漁業」を促進し、安定生産と高鮮度・品質の向上を図り、水産振興の活性化を促し、地域の再生をめざす。

(目標 1) 污水处理施設の整備促進 (污水处理人口普及率を 36.9%から 50.8%に向上)

(目標 2) 公共用水域の水質改善 (大船渡湾水環境保全計画の目標値)

mg/リットル	現状値(H16)	H21
大船渡湾のCOD	湾 奥 3.0	2.1
主要河川のBOD (観測点の平均)	須崎川 0.9	0.8
	盛 川 1.3	1.1

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

公共下水道は、平成3年度に着手以来 398ha まで事業認可を拡大し、(平成 14 年 5 月 29 日付け事業認可済、目標年次平成 20 年度) 盛町全域から、須崎川以南笹崎地区まで事業を推進している。平成 18 年度には新たに赤崎地区と大船渡町の永沢地区から下船渡地区までの 268ha について事業認可を取得し、事業区域を 666ha まで拡大することとしている。

浄化槽については、平成元年度より個人設置型事業を開始し、平成元年から 16 年度までの設置基数は 1,803 基となっており、引き続き集合処理区域以外について整備を促進し、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図ることとする。

岩手県と大船渡市では、平成 12 年度に「大船渡湾水質管理計画」の見直しをし、広範かつ体系的な視点を基に、環境と共生する地域社会の形成と良好な大船渡湾の水環境の継承を主眼とした「大船渡湾水環境保全計画」を策定し、次の様な事業を展開して行くこととする。

- ア. 水資源の確保と水辺の自然環境保全事業
- イ. 水環境の保全事業
- ウ. 生活排水対策事業
- エ. 海水循環対策事業

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

- ・ 污水处理施設整備交付金を活用する事業

事業箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

#### 【事業主体】

- ・ いずれも大船渡市

#### 【施設の種類の】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

**【事業区域】**

- ・公共下水道 みどり町地区、木町地区、野々田地区、笹崎地区、永沢地区
- ・浄化槽 大船渡市のうち上記集合処理区域を含む既集合処理整備区域以外全域

**【事業期間】**

- ・公共下水道 平成 17 年度～平成 21 年度
- ・浄化槽 平成 17 年度～平成 21 年度

**【整備量】**

・公共下水道	φ 150mm～φ 500mm	L = 10,000m
（単独事業	φ 150mm	L = 13,200m）
・浄化槽（個人設置型）		
	平成 17 年度	79 基
	平成 18 年度	364 基（各年度 91 基）
	～21 年度	
	合 計	443 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- ・公共下水道 みどり町地区、木町地区、野々田地区、笹崎地区、永沢地区で 3,611 人
- ・浄化槽 市内全域で 1,329 人

**【事業費】**

・公共下水道	事業費	1, 6 1 6, 8 0 0 千円
	（うち、交付金	8 0 8, 4 0 0 千円）
	単独事業費	1, 2 0 0, 0 0 0 千円
・浄化槽	事業費	1 9 2, 2 3 0 千円
	（個人設置型）（うち、交付金	6 4, 0 7 6 千円）
合 計	事業費	1, 8 0 9, 0 3 0 千円
	（うち、交付金	8 7 2, 4 7 6 千円）
	単独事業費	1, 2 0 0, 0 0 0 千円

### 5-3 その他の事業

(1) 水資源の確保と水辺の自然環境保全

- ・盛川の源流である大野川上流にコナラの植樹。
- ・盛川の河道掘削工事の際、川底に大きな石を配置して、生物が生息しやすい河川環境を形成。

(2) 水環境の保全

- ・道路側溝や河川の清掃等、市民一丸となって取り組む市内一斉清掃の実施。
- ・水環境への負荷低減及び生活環境の保全を図るため、衛生監視員による定期的パトロール

ールの実施。

- ・漁業環境保全事業等による、湾内に流入したゴミ類の撤去作業。

(3) 生活排水対策の推進

- ・須崎川流域の全世帯に対し、三角コーナー用水きり網袋の無料配布をし、河川の水質改善、汚濁防止についての意識の向上を図る。

(4) 海水循環対策の促進

- ・湾内に負圧利用型海水交換装置を 10 基稼働させ、対流攪拌作用により水質の改善を図る。

## 6. 計画期間

平成 17 年度～21 年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らして状況を評価し、公表する。

また、大船渡市公共下水道事業運営審議会及び大船渡湾水環境保全計画推進協議会において、施設整備及び水質改善の状況について報告を行い、必要に応じて事業の見直しを図る。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし